



税金の滞納はまちづくりの赤信号

逃げ得、ごね得は絶対に許しません!!

松前町では、住民の皆さんが安心して幸せに暮らしていけるよう、様々な取り組みを行っています。そのために使われているのが税金です。この大切な税金の使いみちについて関心を持ってもらうことはもちろん、税金を払わないでおくどどのようなことになるかも知っておいてほしいのです。

ほとんどの人は、税金をきちんと納期限内に納めています。しかし、残念ながら中には納めていない人もいます。

「税金なんか払わなくても大丈夫」「ほかに払ってない人もいるし…」「お金ができれば少しずつ払うよ…」と考えるはいませんか？

そんなふうには税金を滞納していたら…

ステップ1. 督促 危険度

納期限までに納付されない場合は「督促状」が送付されます。督促状による納付期日は督促状発送後10日です。



ステップ2. 催告 危険度



督促後も納付がない場合は、文書などによる催告で自主納付を促します。指定された日までに納付しなければ、差押を実施するという予告的なものです。

ステップ3. 財産調査 危険度

差押財産の発見に向け、法律に基づいて徹底的に調べます。この調査については事前に通知を要せず実施します。なお、場合によっては強制調査（搜索）を実施します。



ステップ4. 差押 危険度



財産調査や搜索で発見した財産に対して差押を行います。差押後は財産の処分について制限がかかります。

ステップ5. 換価 危険度

差押えた財産を公売や取立てにより換金して、滞納税などに充てる手続きを行います。

まちづくりへ



ハンドルロックによる自動車差押え



タイヤロックによる自動車差押え

差押調査書 原本		平成29年〇月〇日	
この差押債権の取立て及びその趣旨を記します。			
松前町長 白石 輝也			
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、照会を差し控えます。			
滞納者	住(区)所	愛媛県伊予郡松前町大字新井851番地	
氏名又は名称	松前 太郎		
滞納金額	年度	税目	納期限
18	町税	1	8/18
18	町税	2	8/18
18	町税	3	8/18
18	町税	4	8/18
合計			
債権者	住(区)所	愛媛県伊予郡松前町大字〇〇〇番地	
氏名又は名称	株式会社	松前銀行	
滞納者が債権者に対して有する〇〇支店の普通預金(口座番号△△△△△△)金89,800円の払戻請求権及び債権差押通知書送達日までの確定利息の支払請求権。			
以下空白			
履行期限	即時		
備考	債権差押通知書を受領しました。		
	年 月 日	印	
	年 月 日	印	
[注意]			
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に松前町長に対して書面により異議申立てをすることができます。			
2 この処分書の趣旨の通知は、1が実施済である場合は、その実施の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に松前町を被告として(松前町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該決定を不服として異議申立ての請求を提起することができません。			
ア 強制執行であること、			
イ 処分、処分の実行又は手続の履行により生ずる害しい損害を避けるため緊急の必要のあるとき、			
ウ その処分を撤回し、又は自ら取り消すこととなるとき、			
3 延滞金、滞納処分費に相当する金額は、この調査作成の日までのものです。			